

和歌山大学大学院科目等履修生規程

制 定 平成 6年 4月14日

最終改正 令和 3年 6月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第89条第2項の規定に基づき、和歌山大学大学院の科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(出願書類等)

第3条 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に、検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生の選考は、各研究科において定める方法により、当該研究科会議が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、1学期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(履修科目)

第8条 履修できる授業科目は、正規の専攻の教育研究に支障のない範囲内とする。

第8条の2 削除

第8条の3 削除

(単位の認定)

第9条 研究科長は、授業科目を履修しその試験に合格した者には、当該研究科会議の議を経て、所定の単位を認定する。

2 学長は、本人の請求により、前項で認定された単位を修得した旨の証明書を交付する。

(授業料)

第10条 科目等履修生の授業料は、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料等の額)

第11条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

和歌山大学大学院科目等履修生規程

(施設等の利用)

第12条 科目等履修生は、原則として、大学の施設等を利用することができる。

(懲戒及び除籍)

第12条の2 科目等履修生として不適当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに授業料を納めない者は、所定の手続きを経て、学長がこれを懲戒又は除籍する。

(規則の準用)

第13条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、大学院の学生に関する諸規則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月14日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 和歌山大学大学院聴講生規程（昭和48年6月8日制定）は、廃止する。

附 則（平成13年2月23日一部改正）

この改正規程は、平成13年2月23日から施行する。

附 則（平成14年3月22日一部改正）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第187号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第391号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程465号）

この改正規程は、平成17年12月27日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成19年7月27日一部改正：法人和歌山大学規程第663号）

この改正規程は、平成19年7月27日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第729号）

この改正規程は、平成20年3月21日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第963号）

この改正規程は、平成21年9月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1352号）

この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2370号）

1 この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

2 令和3年12月31日時点において、履修できる期間の残期間がある科目等履修生については、この改正規程に関わらず、なお従前の例による。